

第3次 青森県子ども・若者育成支援推進計画

～あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために～

〈 概 要 版 〉



令和5年2月

青 森 県

計画の概要

1 計画策定の趣旨

県では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」及び国の「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定しました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く経済社会構造は、近年の新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、少子高齢化や核家族化、情報化、国際化等の影響により大きく変化しており、これらを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫などの環境の悪化が見られます。多くの子ども・若者は、生まれてから現在に至るまでの生育環境において、例えばニート、いじめ、不登校、貧困、子ども虐待等相互に影響し合う様々な問題に直面し、不安を高め、孤独・孤立の問題を深めるなど、状況は更に深刻さを増しています。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定したところであり、本計画は、これらの状況、未来を生きる子ども・若者に深く関係するSDGs（持続可能な開発目標）の考え方等を踏まえ、これまでの計画の見直しを行うとともに、本県における取組を更に推進するために策定するものです。

2 基本理念

子ども・若者が、命を大切にすることを育み、夢や希望を抱き、いきいきと命を輝かせて心身ともにたくましく健やかに成長していくこと、そして、様々な困難を乗り越えながら自立する力を身につけ、あおもりの未来を切り拓いていく「人財」として活躍していくことを深く願い、県民総ぐるみで子ども・若者の育成支援に取り組むこととし、

この計画の基本理念を

～あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために～

とします。

3 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する**本県の施策を総合的かつ計画的に推進**するための基本計画です。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

5 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

計画の体系

基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

子ども・若者が健やかに成長していくため、「確かな学力」を身につけ、「豊かな人間性」を育み、「健やかな心身」を養成するなど、「知・徳・体」がバランスよく育まれるよう、家庭・学校・地域が連携して取り組むとともに、社会環境の変化や進展に対応する力や職業観・勤労観の確立など、社会的・職業的自立に向けた能力を育むための取組を推進していきます。

重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します

重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

ニート、不登校、障害、ひきこもり、非行、貧困など、子ども・若者やその家族に対してきめ細かな支援を行うため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関が連携し、個々の事例や状況に応じた、切れ目のない継続的な支援を行っていくための取組を推進するとともに、困難を抱えるに至った要因などを、関係機関が相互に十分理解した上で支援する取組を推進していきます。

重点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります

重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります

重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します

重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります

重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

グローバル化が進行する社会において、チャレンジ精神や豊かな語学力、コミュニケーション能力等を培う教育を推進するとともに、科学技術に精通した人財や情報通信技術を活用できる人財、地域産業を担う若者の育成などの取組を推進していきます。

重点目標 11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

子ども・若者の健やかな成長を支えていくため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域内でネットワークを構築・強化することにより、育成支援を推進する基盤となる地域社会づくりに取り組んでいます。

重点目標 12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

重点目標 13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

重点目標 14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

つながりの希薄化が懸念されている地域社会が、子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を果たせるよう、地域住民やNPO等が子ども・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進していきます。

重点目標 15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

計画の内容



子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します

子ども・若者が、命を大切にする心を育み、規範意識やコミュニケーション能力を育成し、基本的な生活習慣や体力を身につけていくことができるよう、また、「確かな学力」が培われるよう、家庭・学校・地域の連携により、基礎的能力である「知・徳・体」を育成するための取組を推進します。

▶ 施策の方向 1 豊かな心と健やかな体の育成

- ①命を大切にする心を育む県民運動（※）の推進 ②規範意識、コミュニケーション能力の育成
- ③基本的な生活習慣の形成 ④体力・運動能力の向上 ⑤心と体の健康教育等の推進

▶ 施策の方向 2 確かな学力の向上

- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力等の育成
- ②きめ細かな指導の充実と子どもに向き合える環境づくり

※ 「命を大切にする心を育む県民運動」

「命を大切にする心を育む県民運動」は、平成 16 年に長崎県佐世保市で発生した小学生児童による同級生殺害事件を契機に、本県においてこのような事件を決して起こしてはならないとの思いから、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、幼少期から子どもたちに命の尊さや大切さを伝えることで、自分を大切に思う気持ちや、相手の立場に立ち、思いやる心を育んでいこうと、県民総ぐるみで具体的な活動に取り組んでいるものです。

重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

子ども・若者が、変化の著しい現代社会に的確かつ迅速に対応していくことができるよう、また、自主性・社会性の育成や、勤労観・職業観の形成などを通して就労の促進につながるよう、家庭・学校・地域の連携により、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するための取組を推進します。

▶ 施策の方向 1 社会の変化に対応できる能力の育成

- ①読書活動の推進 ②情報教育の推進 ③環境教育、防災教育の推進 ④創造力や探究心を育む教育の推進

▶ 施策の方向 2 社会参加の推進

- ①社会参加機会の充実 ②多様な活動機会の充実

▶ 施策の方向 3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実

- ①勤労観・職業観の形成 ②職業能力開発の充実 ③就労支援・就労相談の充実





基本目標

II

困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

重点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります

ニート等の若者の個々の状況に応じた就労支援体制の強化を図るとともに、若年者の早期離職防止や、非正規労働者の正規雇用化に向けた取組を推進します。

▶ 施策の方向 1 ニート等に対する就労支援の強化

①就労支援体制の強化 ②就労意識の醸成支援

▶ 施策の方向 2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

①若者の職場適応と定着化に向けた取組の推進 ②非正規労働者の正規雇用化に向けた取組の推進

重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

いじめ、不登校、暴力行為を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応できるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、志半ばでの高校中途退学に至ることのないよう、指導や支援の充実を図るとともに、中途退学者に対する支援を推進します。

▶ 施策の方向 1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援の充実

①いじめ防止に向けた取組の推進 ②相談・支援体制の充実 ③学校・家庭・地域が連携した取組の推進

▶ 施策の方向 2 高校中途退学の防止対策と中途退学者への支援の推進

①高校中途退学の防止対策の推進 ②高校中途退学者への支援の推進

重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります

障害等のある子ども・若者の自立に向けて、関係機関等との連携により、発達段階に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、県民理解の促進と地域における支援の充実を図るための取組を推進します。

▶ 施策の方向 1 障害等のある子ども・若者への支援の充実

①発達段階に応じた支援の推進 ②学校における指導・支援の充実 ③就労支援の充実
④障害者に対する文化芸術活動・生涯学習の支援 ⑤慢性疾患を抱える子どもや難病患者の支援

▶ 施策の方向 2 発達障害のある子ども・若者への支援の充実

①発達段階に応じた支援の推進 ②学校における指導・支援の充実 ③県民理解の促進と地域における支援の充実

重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

様々な要因により人との接触を避け、就学・就業をせずに家の中にひきこもって暮らす子ども・若者及びその家族に対して、関係機関等の連携により、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、県民理解の促進と相談・支援の充実を図るための取組を推進します。

▶ 施策の方向 1 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実

①相談・支援体制の充実 ②就労支援の充実

重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

関係機関の連携により、子ども・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、薬物乱用防止に関する取組の充実や、相談窓口における支援の充実を図るための取組を推進します。

また、問題を抱えた少年や家族に対し、関係機関が連携して立ち直りを支援するとともに、再非行や再犯の防止に向けた取組を推進します。

▶ 施策の方向 1 非行・犯罪防止対策の充実

①早期発見・早期対応に向けた取組の推進 ②薬物乱用防止に関する取組の推進 ③相談窓口における支援の充実

▶ 施策の方向 2 立ち直り支援体制の充実

①立ち直り相談・支援の充実 ②地域における取組の充実

重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します

困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、いわゆる貧困の連鎖によって将来が閉ざされることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるよう貧困対策を推進します。

▶ 施策の方向 1 子どもの貧困対策の推進

①教育の支援の推進 ②生活の支援の推進 ③保護者に対する就労支援の推進 ④経済的支援の推進

重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります

子ども・若者の自殺対策について、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関との連携により推進します。

また、外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援の充実や性的マイノリティ等に対する理解促進のための取組を推進します。

▶ 施策の方向 1 子ども・若者の自殺対策の推進

①児童生徒等への支援の充実 ②SOSの出し方・受け止め方に関する教育の推進
③若者への支援の充実 ④若者の特性に応じた支援の充実

▶ 施策の方向 2 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援の充実

①児童生徒等への就学支援の充実 ②公立学校の受入体制等の充実

▶ 施策の方向 3 性的マイノリティに対する理解の促進

①県民理解の促進

重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

子ども・若者の育成支援を行う関係機関等相互の連携・協力体制を強化するとともに、関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進します。

▶ 施策の方向 1 関係機関等による相談支援体制の強化

①関係機関等による連携・協力体制の強化 ②市町村との連携強化

▶ 施策の方向 2 支援対応能力の向上と支援機関の周知

①関係機関等における支援対応能力の向上 ②支援機関等の周知



基本目標

III

創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

重点目標 11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

グローバル化が進行する社会において必要とされる能力・アイデンティティを培う教育や、科学技術に精通した人財の育成等、創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します。

▶ 施策の方向 1 グローバル社会で活躍する人財の育成

①国際理解教育の推進

▶ 施策の方向 2 科学技術に精通した人財等の育成

①理数教育の推進 ②情報通信技術に関する実践教育の推進 ③起業・創業の支援

▶ 施策の方向 3 地域で活躍する人財の育成

①地域産業を担う人財の育成 ②若者の地域定着の推進 ③若者による地域づくりの推進

▶ 施策の方向 4 国際的に活躍できる次世代競技者の育成

①次世代競技者の育成



基本目標

IV

子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

重点目標12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

家庭教育を地域全体で支援する取組や、家庭や地域との連携による開かれた学校づくりを推進するとともに、居場所づくりや体験活動の推進など、地域が主体的に行う支援の充実を図ることにより、家庭・学校・地域の相互連携による社会全体の教育力向上を推進します。

▶ 施策の方向1 家庭の教育力向上のための支援の推進

①相談体制や学習機会の充実 ②地域における支援の充実

▶ 施策の方向2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

①家庭や地域に開かれた学校づくりの推進 ②学校を支援する人財の育成

▶ 施策の方向3 地域の教育力向上のための取組の推進

①居場所づくりの推進 ②地域活動・体験活動の推進 ③安全・安心に配慮した地域づくりの推進
④地域の教育力向上に向けたネットワークづくりの推進

重点目標13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

本県の将来を担う子ども・若者が、心身ともに健やかに成長していくために、県民一人ひとりが、子ども・若者の育成支援に参画することができる環境づくりを推進します。

▶ 施策の方向1 地域活動の支援の充実

①地域活動の活性化に向けた支援 ②県民運動の展開と意識啓発の推進

▶ 施策の方向2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②育児休業取得促進に向けた取組の推進
③多様な保育サービスや放課後児童対策の充実

重点目標14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

「青森県青少年健全育成条例」に基づく社会環境浄化対策や、青少年のインターネット等の利用をめぐる問題に対する取組、子ども虐待をはじめとした各種被害の未然防止や早期対応を図る取組など、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

▶ 施策の方向1 社会環境浄化対策の推進

①「青森県青少年健全育成条例」に基づく対策の推進 ②インターネット等をめぐる問題対策の推進

▶ 施策の方向2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

①子ども虐待防止と保護対策の推進 ②子ども・若者の被害防止対策の推進 ③犯罪被害者への支援の充実



基本目標

V

子ども・若者の成長を支える担い手の養成

重点目標15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

子ども・若者の育成支援に関わる地域の人財を育成するとともに、専門性の高い人財を養成します。

▶ 施策の方向1 地域の人財育成

①育成関係者に対する研修機会の確保

▶ 施策の方向2 専門性の高い人財の養成

①総合的な知見のもとに支援をコーディネートする人財の養成 ②教員の資質向上のための研修の充実

計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 全庁的な推進体制の強化

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「青森県青少年行政連絡会議」において、全庁的に計画を推進するとともに、各部局連携のもとで子ども・若者関連施策を総合的に推進していきます。

(2) 審議会等による有識者及び県民の意見等の反映

有識者等で構成される「青森県青少年健全育成審議会」をはじめ、県民等の提言・意見を反映させながら、計画に掲げる各種施策を推進していきます。

(3) 子ども・若者の意識や行動に関する調査の実施

子ども・若者の意識や行動に関する調査を引き続き実施し、その結果を効果的な施策の推進に反映させていきます。

2 関係機関等との連携・協働

(1) 子ども・若者育成支援のためのネットワークの充実強化

子ども・若者の育成支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の関係機関・民間支援団体等によるネットワークの充実強化を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

(2) 国、他都道府県との連携の充実

国や他都道府県との緊密な連携を図りながら、子ども・若者育成支援に係る各種施策を推進していきます。

また、国の制度や施策が必要となる課題については、必要な措置を国に対して提案していくとともに、国の関係機関とも連携・協力して、本計画を着実に推進していきます。

(3) 市町村との連携推進による支援体制の充実

市町村における子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整を行うなど、市町村との緊密な連携を図りながら支援を推進していきます。

(4) 民間団体等との連携・協働

子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野において、民間団体等との連携・協働した取組を推進するとともに、これらの関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

また、「青少年育成県民運動」や「命を大切に心をつなぐ県民運動」をともに進めることなどを通じて、県民の「地域の子どもの若者は、地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、「あいさつ・声かけ活動」をはじめとした地域活動などの更なる推進・拡大を目指します。

3 進捗管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進捗管理を行います。

また、各種施策に関連する取組の内容や進捗管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

第3次 青森県子ども・若者育成支援推進計画

〈概要版〉(令和5年2月)

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

TEL 017-722-1111 (代表) FAX 017-734-8050

URL <https://www.pref.aomori.lg.jp>

青森県子ども・若者育成支援推進計画

検索